

第 8 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成20年11月25日

(平成19年度決算)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成20年11月25日（火曜日）

午前10時00分開議

午前10時42分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ・ 県職員による不適切な経理処理について

出席委員（13人）

委員 長 早 川 英 明
 副委員 長 井 手 順 雄
 委 員 倉 重 剛
 委 員 氷 室 雄一郎
 委 員 福 島 和 敏
 委 員 佐 藤 雅 司
 委 員 池 田 和 貴
 委 員 森 浩 二
 委 員 早 田 順 一
 委 員 濱 田 大 造
 委 員 山 口 ゆたか
 委 員 上 田 泰 弘
 委 員 高 野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

環境生活部

部 長 村 田 信 一

次 長 江 副 健 二

環境政策課長 楢木野 史 貴

自然保護課長 久 保 尋 歳

出納局

会計管理者兼出納局長 宮 田 政 道

首席会計審議員兼

会計課長 藤 本 玉 留

事務局職員出席者

議事課長 東 泰 治

議事課課長補佐 上 村 浩 誠

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

議事課参事 小 池 二 郎

午前10時00分開議

○早川英明委員長 おはようございます。

ただいまから、第8回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、第2回委員会から合計6回にわたって部局ごとに審査を行ってきた審査結果についての取りまとめを行う予定にしてしておりましたが、その前に、執行部から報告の申し出がっておりますので、これを認めることといたします。

まず、報告について執行部に説明を求めた後に質疑を受けたいというふうに思います。

まず、宮田会計管理者。

○宮田会計管理者 会計管理者の宮田でございます。

平成19年度の決算につきましては、各部局ごとに、それぞれの決算内容について御審議をいただいていたところでございますが、今回、一部に不適切な経理処理があったことが判明いたしましたので、その状況について、関係の環境生活部から御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○村田環境生活部長 環境生活部の村田でございます。

まず、資料を配付させていただきます。

(資料配付)

○村田環境生活部長 決算特別委員会の審査が大詰めを迎えております中で、大変申しわけなく存じますけれども、きょうは、環境生活部の中で不適切な経理処理が判明いたしましたので、報告をさせていただきます。

まずもって、公金を預かる者として、あってはならない不適切な経理処理が行われ、県への信用を失墜させ、県議会の皆様並びに決算特別委員会の皆様を初め、県民の皆様方に対して多大なる御迷惑をおかけいたしましたことを心からおわびを申し上げます。大変申しわけございません。

今報告の資料がお手元に行っておるかと思えます。まず1ページをごらんいただきたいと思えます。

この枠囲みの中が、結論的に大まかな概要でございますが、自然保護課という課が私の部でございますが、担当職員が、前年度一般需用費の予算執行残を業者2社に預け金として預けておき、新年度に入って事務用品を納品させるという不適切な経理処理があったということが判明しましたということであります。

以下、まず1の経緯のところをごらんいただきたいと思えます。

今回不適切な経理処理が判明したのは、先週でありますけれども、11月17日から11月21日の日程で、会計検査院の他部局への検査が本県に入った折に、事務用品納入業者の調査がございました。その中で、自然保護課の単県の予算執行について、いわゆる預け金の疑念が生じたため、先週20日、木曜日になります。夕刻、厳密に言いますと6時半ぐらいですが、所管の課から当部の方に連絡がございました。県単独の予算であったために、その当日、木曜日当日に、担当職員から事実関係を聴取いたしましたところ、本人が事実を認め、さらに、翌21日金曜日から県で

独自に調査に入ったところ、事務用品納入業者も預け金の存在を認め、書類等を確認したものでございます。

次に、同じページの2の不適切な経理処理の実態のところをごらんいただきたいと思えます。

まず、19年度予算の執行残の一部を業者に預けておき、20年度において執行したものが2社合計で69万6,958円でございます。そのうち、現時点で1社について9,663円の残高がございます。また、18年度の予算執行残の一部を業者に預けておき、19年度において執行したものが2社合計で43万9,335円でございます。

2ページをごらんください。その紙の裏側になりますが、各年度ごと、それからA社、B社合計という形で一覧にいたしております。最初の欄、横の形で預け金、それから実際に取得した物品の額、それから残高という欄にしておりますが、この預け金の残額のところを見ていただきますと、19年度のA社、一番上のA社ですが、残額のところが、先ほど言いましたように9,663円発生いたしておりますが、他のところは3カ所マイナスが出ております。合計欄のところも同じように3カ所、B社で2カ所、A社で1カ所マイナスが出ておりますが、これは、預けた金額以上に事務用品が納入されており、その不足額は翌年度の支出で処理がなされておりました。

調査は、環境生活部の筆頭課であります環境政策課を中心とした職員を事務用品納入業者の事務所に出向かせ、会計上の証憑書類と業者の納品伝票等とを突き合わせる方法をとりました。その調査結果から、預け金の金額に対応する事務用品が自然保護課に納品されていることが確認され、一部調査中のものが若干ございますが、実際納品された一覧は、3ページから4ページにかけて資料としてまとめております。

この実際納品された物品は、自然保護課の

事務用品として現在使われている、もしくは消耗品として使われたものでありまして、現在、課の方で整理した形でお見せできるような形にいたしております。

そういう意味で、担当者が私的に取得したり、あるいは流用したということはないというふうに思われます。

今回の不適切な経理処理は、19年4月に当該担当職員が異動してきた後に、この2カ年度にわたって実行されたものでありますが、その前にも同様のことがあったのではないかという点につきましては、業者も否定しております。なおかつ前任者への確認についても明確に否定している状況でございます。

さらに、担当者の上司がどの程度掌握をしていたのかにつきましては、本日までにはまだ十分な調査、確認に至っておりませんで、今後、十分な調査を行い、明確にしていかなければならないというふうに考えております。

いずれにしろ、このような不適切な経理処理につきましては、あってはならないことであり、いかなる抗弁も成り立ちません。このような事態を招いたことに対します私の管理監督責任は大きいものがあると考えております。ここに改めて県民の皆様には深くおわびを申し上げたいと思います。

今後の対応につきましては、総務部とも協議しながら、このような事態が二度と発生しないように全力を挙げてまいりたいと考えております。

以上、御報告とおわびとさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○早川英明委員長 以上で報告が終わりましたので、報告に関する質疑を受けたいというふうに思います。

委員の先生方、どうぞ、質疑はありませんか。

○倉重剛委員 ちょっと説明だけで事実がなかなか伝わってこないんだけど、要するに不正経理があったという事実はわかるんです。それで、何のためにそんなことをやるのかということなんですね。

今部長の説明では、要するに、個人的な流用だとか取得だとか、そういうことはないということで、それはもう幸いなことですが、要するに物品という形でフィードバックされていることは事実だということなんですね。

なぜこんなことをしたんだろうか。子供みたいなやり方だがね。

○村田環境生活部長 本人の証言をもとにお話を申し上げますと、3月で年度が終わります。その段階でいわゆる執行残というものが出るわけですが、4月に異動してきて、4月、5月が出納閉鎖という期間になるわけですが、いわゆる消耗品も含めて事務用品が非常に不足している現状、なおかつ、最近この10年ほどはずっと予算を切ってきましたので、そういう不足をしている中で、何とかその不足に対応できないかというのが正直な発端ではあったと思います。

そういうために、例えば19年度でいくと70万程度のお金が執行残として残ったものを何とか有効に使えないかということが気持ちとしてあったんだろうと思います。

そのときに、じゃあ何で預けという方法が許されるか、そんなこと許されるわけないわけで、そこは、先ほども申し上げましたように抗弁にならないわけですが、きっかけとしてはそういう今の予算の状況も含めて担当が念頭に置いた中で、事柄がこの2カ年度にわたって自然保護課の中で事実としてあったということだろうと思います。

で、世間一般全国的にもこの預けという問題は大きく報道されておりますし、そのような実態が方法として使われたこと自体、私ど

もとしても大変なショックとともに大いに反省しているわけですが、そういう意識に向かったことが、逆に一番大きな問題かなというふうに思っております。

○倉重剛委員　ということであれば、要するに、その過程において、担当課長がいるはずだね。担当課長はその事実というのは今回決算で提示した後にわかったのですか。そういう雰囲気を持っていたのだろうか。ということは、逆に言えばこの不正経理を行った担当者単独の行為ですか。そこら辺も含めて……。

○村田環境生活部長　担当課長、この場に同席をいたしておりますので、改めて発言をさせますけれども、現在、上司がどの程度までそれを掌握していたかということについては、きょうの時点で明確にまだお話しできる状況にまではきておりません。特に、この状態を最終的にどういうふうな形で、例えば職員の処分も含めて処理をしていくということになっていくわけですが、不十分な確認作業だけでは進めることは困難でありますので、わずかこの数日の間でのところでは至っておりませんが、少なくとも、19年4月に課長も着任をいたしております。課長のことはこの後言いますけれども、承知していなかったと思います。というのが、基本的にはこういう形は、いわゆる代決という形で処理される場面も多くて、なおかつ金額がそんなに大きい金額ではありませんので、ここは御批判を受けてもいたし方ありませんけれども、課長はその点については掌握してなかったというのが現実だろうと思います。自然保護課長から直接お話をさせます。

○久保自然保護課長　自然保護課長の久保でございます。

今回の件については、改めて深く陳謝申し上げます。

先ほどの、課長は知ったとかというふうな御質問ですけれども、不適切な経理処理については、あつてはならないことであるというふうに、これは私自身、ここに限らず、今までも、あるいは今後も持ち続けていることございまして、こういうことはあつてはいけないというふうに考えてございまして、そういった指導をしてきております。また、その現状において知ってたかと、それについては知らなかったというふうなことございまして。

まことに申しわけないと、こういう事実が進行していたというふうなことを今考えますと、私自身も、何がそれをそうさせたのかという話は非常に反省をしております。

公金を預かる者として、見抜けなかったというふうなことについては大変申しわけないというふうに考えております。

以上でございます。

○森浩二委員　これは単県事業ですよ。補助金を返納するという事業じゃないから、何でこういうふうに繰り越したというか、裏金にしたのかなと思うんですよ。要するに熊本県のお金でしょ。

通常ならば補助金の残額を裏金にして翌年度に回すんですけれども、単県事業で、何で——それをまた他の部局を会計検査院が調べてわかったと。何で、どういうきっかけでわかったのですか。

○村田環境生活部長　きっかけは、会計検査院が入ったということで、実は、環境生活部の、例えば私どもであれば環境省の流れの中で検査があったものではありません。ほかの省庁の流れによる検査であります。その折に、帳簿の中で、前受け金という、これはもう民間の会社はどこでもあるわけですけれども、前受け金という項目があつて、そのことについて、会計検査院、それからその他部局

の担当職員も立ち会っているわけですが、質問が及んで、業者側の方から、これは自然保護課のものであるという証言があったというふうに聞いております。

そのことが所管の課から私どものところに連絡があって、いわゆる前受け金ですから、いわゆる複式簿記ではない、民間ではあり得るかもしれませんが、単式簿記の官庁簿記の中ではあり得ない形で自然保護課という名前が挙げたら、うん、それは、というふうに思うのが普通でありまして、その場で本人に確認したところ、そのような事実を認めたというのがきっかけでございました。

○氷室雄一郎委員 この業者さんというのは、ずっとこの2社といたしますか、ほかにもたくさんあるんですかね。

○村田環境生活部長 業者はたくさんございます。でも、基本的に、課が発注する主な取引先としてはこの2社がほとんどだろうと思います。そのほかにも、小口の、例えばゴム印屋さんとか、そういう形で使われてきているものはございます。

○氷室雄一郎委員 今部長の方から、以前にもそのようなケースがあったのかどうかということは、今の段階では明確に御答弁はできないということですか。

○村田環境生活部長 以前あったかどうかの話については、私もすぐ関心を持ったところでありまして、異動後の19年、20年という書類に加えて、その前の年度をすぐ気になったわけですが、まず、業者側の方でもその事実は確認できなかったというのが1点と、もし業者側にあれば、その帳簿が、同じように前受け金なり何なりのやつがあると思います。それから、担当とか前の係長、前任者についても証言をとりましたけれども、こ

れは明確に否定をしたということから、本案件に関する限りでは、この案件は19年度と20年度にあったものであるというふうに今のところは見ておりますが、全体的なものについては、私が今そこで幾らないと言っても、いわゆる証拠力というのはありませんので、部としては、それなりの、他の課も含めたそういう調査を行う必要があるのではないかと、いうふうに考えております。

○池田和貴委員 先ほど村田部長の説明の中に、今回の場合には、この納入業者のところで前受け金というのがある、そこから調査が始まっていったということになっておりますが、この受けた業者の側は前受け金として計上しますが、出した県の側はこの場合どういった形で経理処理されているのでしょうか。

結局、なぜそこを聞きたいかということ、本来決算もあるし監査もあるし、本来はそういった通常の業務の中でこういうものが出てこなければおかしいのに、ところがこれはずっとそのシステムの中で発見されないまま他の調査の中で前受け金ということがわかってそこから入って行ってわかったわけですね。ということは、今の県庁でのシステム、この問題点が当然そこで明らかになるんだと思うんですね。

そこから先、じゃあどうやって同じことを——通常の例えば監査や決算の中で明らかにしていくかという方法を当然考えていくべきだと思っておりますが、そういうことも含めて、前受け金という形で入った帳簿の部分が、こちらの県庁のサイドではどういう形になるのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○村田環境生活部長 システム的には大きく2つ問題があるかなと思います。

1つは、今お話ありましたように、我々の場合、支出負担行為を起こして支出命令とい

うことをやるわけですが、1つは、いわゆる預けをやろうとしたその時点で、今回もそうですけれども、実際買うものでない架空のもので持って全部書類をそろえてしまって負担行為書をつくり上げてしまう、それが流れの中に乗かって支出負担行為が起こされる。で、現実にも金額も通常そんなに大きな金額ではありませんので、流れの中に乗かってしまうと。いわゆる3万円未満の場合は課の段階で発注ができますので、そういうところのシステム的な問題あたりが今後どうなのかということとは1つあるかと思えます。

それからもう一つは、検収の作業が一つ問題かと思えます。実際、例えば鉛筆1本でも、入ったときには検収をして、実際入ったことを証明するようになっております。それには担当が立ち会いとして、検収する者は普通班長がすることになっております。結果的に見ますと、それが非常に形式的になっておったと、印鑑だけ押されていたということだろうと思えます。

消耗品という——これはもう弁解にしかありませんけれども、消耗品ということがあって、書類上回ってくるときに検収の印鑑を押すと。で、実際じゃあその現物を置いて、間違いなく入っているということを押さえて検収したものではない実態があるかと思えます。

そういう検収の仕組みが今回非常に形式的なものとしてなされていたというこの2つが問題であろうというふうに思っております。

○福島和敏委員 年間のこれは事務用品なんでしょうね。このA、Bというのは、先ほどの話では結構ウエートの高い、たくさん業者がある中でウエートが高いというイメージで部長は話されましたけれども、このA社、B社の年間取引はどのくらいあるんですかね。

○村田環境生活部長 19年度で申し上げま

す。A社は約90万、B社が約82万の取引額になります。

○福島和敏委員 それは、環境生活部全体なんですか。それとも自然保護課だけなんですか。

○村田環境生活部長 自然保護課だけです。

○福島和敏委員 じゃあ、このA社、B社と、その環境生活部全体の取引額、それと全庁とはどういう関係、位置にあるのか、わかりますか。

○村田環境生活部長 全体のところまでは、まだそこまで掌握しとりません。この場ではちょっと申し上げる状態にございません。

○福島和敏委員 聞いているのはね、やっぱり取引の中でこういうことが発生するということは、やっぱり癒着というのがどうしてもぬぐい去れないんじゃないかなと。そこに問題があると思うんですね。多分自然保護課だけで90万とか82万の取引となると、全庁的には相当大きなウエートの業者じゃないかなと思うんですね。そうした場合——商売上、人と人とで、そうだもんな、あだもんなというような話で、頼むよ、うんわかりましたよというような話というのは、結構人間的につながっていなければこういう話にならない可能性もあると思うんですね。そうなったとき、問題は、この部全体でどういう位置の業者なのか、県庁全体としてはこのウエートがものすごく高い業者であったら、やっぱりおかしいんじゃないかと思うんだけど、どうですか。

○村田環境生活部長 今の視点は念頭に置いて動きます。ただ、今回、1社についてはさきの会計検査の流れの中で出てきたんです

が、もう1社、B社の方は、担当本人の証言であります。で、なおかつ前受け金の中で、これは他の民間のところもあるので、全容について私つかんでおりませんが、県の関係で前受け金として出てきたのは自然保護課だけであったというふうに聞いております。したがって、今回の調査も自然保護課の流れの中でやったわけですが、もしそのとき、ほかにいろいろあるのであれば、その業者は自然保護課以外の名前も挙げたであろうというふうに考えております。

○福島和敏委員 宮田会計管理者にお尋ねしますけれども、例の、先ほど森委員の話の中に出てきた、全国12都道府県が調査されたよね。たしか1,253億出てきたんじゃないかな。12県チェックしてみたら全部の県が出てきましたよね。そのとき熊本県は一切ないのかというこの委員会の中の質問で、熊本県は一切ありませんという言辞だったですよ。知事コメントもそうだったんじゃないかなと思うんだけど、早速こうして出てきたんだけど、今後どうするのか、それについて考え方を。

○宮田会計管理者 先ほども村田部長の方からありましたように、今回やはり調達のあり方、それから検収を含めたチェック体制、そのものが入っているかどうか、収入印紙にしてもそうですけれども、実際貼られているかどうかというチェック体制の2つがやっぱり一番大きい問題だろうと思っています。その辺を含めまして、全国的に今12府県会計検査入っています。それで、本県にも、これまでは、先ほど話がありましたように、他部局の関係で入りました。今まで、それぞれの、例えば国土交通省関係の会計検査、あるいは農林水産省関係の検査、文科省関係の検査という関係でこれまで入って、それに関しては、この前御答弁したように大きい間違いは――

少しはありますけれども、基本的な間違いはないということで推移してきています。

今回その12府県不正があったというのは、そういった縦割りのやつじゃなく、事務費に焦点を絞った検査で入っていらっしゃる、そしてその事務費の使い方がおかしいということでいろいろ問題が上げられているという状況です。

熊本県に対しても、今その横割りの感じで事務費の検査に、来年1月下旬に入りたいという連絡が来ております。会計検査の方はそういう状況でございまして、こういう状況もありますので、本県といたしましては、今総務部の方とちょっと調整をとりながら、我々自身では裏金はないということでこの前検査もやって報告したんですけども、それでこういう事態になっていますので、これはやはり外部の委員さんも導入しながらやる必要があるんじゃないかということで検討しているところです。その辺については、人事課長が来ていますので、この後ちょっと話していただきたいと思っております。

○早川英明委員長 それでは、今、会計管理者の方からお話がありましたように、今後の対応について、田崎人事課長の方から詳細について御説明をお願いいたします。

○田崎人事課長 人事課でございます。

先生方も御存じのように、7月に、いわゆる不適正支出金につきまして1カ月かけまして調査をしております。で、その中では、全所属を対象に調査をしまして、すべての所属から、現金、預金、預けも含めて、ないという回答を得ていたところでございます。そのような中で、今回の件を受けまして、知事の方からも、前回調査で足りなかった点について全庁的に徹底的な調査を行うように指示を受けております。早急に調査体制を整備して、全庁的な調査を実施したいと思っております。

ます。

具体的に申し上げますと、まず庁内に調査委員会、総務部長あるいは出納局長、各部の筆頭課長をメンバーとするそういう庁内の調査委員会を設置したいと考えておりますし、また、この調査委員会の命を受けて、調査に必要な事務を行う具体的なプロジェクトチームも立ち上げたいと思っております。さらに、専門的かつ公平、公正な第三者の視点も必要であると考えておりますので、弁護士、公認会計士、税理士等の有識者によります外部委員会の設置も考えているところでございます。できるだけ早急に調査体制を整えまして、12月初めからでも調査に着手したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○福島和敏委員 いろいろ対策をとられるでしょうけれども、1つだけ確認しておきたいのは、こういうものがもし今後出てきた場合、今度の件も含めて、だれが責任をとるんでしょうかね。どなたか。——あれは前任者だったんですよとかというようなことでさっき課長もおっしゃいましたけれども、前任者が、そして新しく来たからとかというような形になってくると、何かあいまいになってしまう。こういう問題はだれが責任をとるんだろうかと、これは県民に対してははっきりすべきだと思うんですね。

○村田環境生活部長 責任のとり方は、少なくとも、先ほど申し上げましたように、環境生活部としてこの問題をとらえる以上、私の管理監督責任も含めて、私はそういう意味では真っ先にその責任をとらしていただきたいと思っております。

で、その覚悟の上ではありますが、まずは今の状態、先ほど言いましたようなその上司のかかわり方とか、掌握の仕方あたりも十分押さえた上で対処いたしますけれども、今回

が一担当の責めだけには問えないというふうには私は思っております。

世間で非常に大きく社会問題化しているのは事実でありますけれども、少なからず職員が予算が非常に少なくなっていく中で苦労しながら調達をしてきたのも確かでありますし、人員削減の中で、案内内部事務のところを切っていくというのが普通のやり方でありまして、いわゆる庶務・経理部門を縮減してきたというこれまでの流れもございます。

したがって、本来の業務も持ちながら庶務・経理もやるという非常に過重なウエートがかかっているということも本人たちからの証言でも出ておりますし、そういうことを考え合わせれば、まさに部全体、県全体の問題としてこの問題をとらえて、今後の、こういう事態が出ない再発防止策を考えていくべきだろうというふうに思っております。

ですから、単に一個人がその責めに負うことでこのことが終わるという性格ではないというふうに今現在では認識をいたしております。

○倉重剛委員 今部長答弁の一番最後の方が一番大事ですね。責任をとることで解決じゃないんですよ。二度と起こさないということが責任だから、ぜひそういう形で十分なる措置をとっていただきたいと。もうこれが最後です。

○佐藤雅司委員 部長の冒頭の説明の中でも、そしてただいまのお話の中にもあったんですが、動機の一つとして予算減というのが挙げられるということだろうというふうに思います。

私も、いみじくも、実はこの決算特別委員会で自然保護課長に答弁を求めたことがありました。少ない予算の中で事業費がほとんどないし、非常に重要な部なのにほとんど人件費であって事業費がないというふうなあれを

したかというふうに思いますけれども、予算減が一つの大きな動機のきっかけだとすれば、これはやっぱり他の部署もほとんどそういう予算減を、3%やら5%やら切っているわけですから、これは小細工をしたがるような傾向に、私は当然これはあるんだろうというふうに思います。

そういうことから考えれば、やっぱり他の部署もしっかりそこら辺を見ておかなければいかぬなという感じがいたしております。ぜひとも、もう答弁は要りませんけれども、そういう目で、やっぱり担当者からすれば、何とかして予算の捻出あるいは備品の調達をしなければいかぬということになれば、それはいわゆるアウトローなことでもやってやろうという気になるような傾向にあることは、やっぱりちゃんととらえておかなきゃいかぬというふうに思っております。そのことだけはちょっと申し上げておきたいということでございます。

○村田環境生活部長 答弁は要らないという御配慮でしたけれども、あえて言わせていただきますが、実際に取得した物品の一覧をごらんいただきますと、どれも正規に買っておかしくないものばかりであります。

なぜ、特に異動してきた直後ですから、前の年度で買ったとけばよかったのという話につながるわけですが、通常の流れの中で買うべきものは買うという中で、予算が今回の場合はあったわけですので、それを執行していけば多分よかったということだろうと思います。ほかのものから持ってきて使うというのだったら——中には、実は4点、備品でしか買えないものがございます。いわゆる3万円以上は備品になるわけですが、これもほかの県等々で問題になっていますように、例えばコーヒーマーカーであるとか、ルームランナーであるとか、プレイステーションであるとか、そういうふうなたぐいのものは含

まれていないのは、私はある意味では幸이었다かなというのが実は正直な印象であります。

で、やっぱり通常の年度内の処理として買えるべきものだったのになぜこうだったのかというのが非常にくやしくてなりません。それが、年度とか、単式簿記とか、そういういろんな仕組み上の問題、そういうものが我々のシステムの問題としてあるようであれば、そこは検証した上で変えていくようなことを考えていかならぬのじゃないか。非常に、お金があって使えるその費目なんだから、何で使わぬだったのかな、何で預けという方法になったのかという、これがもうくやしいというのが正直な印象でございます。

○早川英明委員長 それでは、なければ、これで報告に関する質疑を終了したいというふうに思います。

ただいまの報告は、決算の認否にかかわる内容を含んでおりました。予定では、12月議会において委員長報告と考えておりましたが、決算審査の今後の進め方について、委員の皆さんの意見を伺いたいというふうに思います。

それでは、どなたからでも結構でありますので、意見をいただきたいというふうに思います。

○井手順雄副委員長 今、田崎人事課長の方から、今後の進め方というふうなことで、12月初めから取り組みたいというような御意見がありました。また12月議会等もありますけれども、私、総務委員長としてこの問題をやはりかかわっていかなくちゃいけないのかなという思いがあります。それで、また、7月までにいろんな調査をやられて、それで何も出なかったという中でこういう事態でありますので、もう少し突っ込んだような調査というような形で行いたいというようなことで

ございますので、もしかすれば、最悪、ほかの課からも出る可能性も否めないという状況がありますので、これは調査の状況を見た上で決算委員会の決定というような形を行ったらいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 異議はございませんか。

それでは、今副委員長の話のとおり、きょう決算の取りまとめを予定しておりましたけれども、すべてのものを先送りするというこゝとしてよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 それでは、本日予定しておりました内容につきましては、審議は、先ほど執行部から報告があり、また質疑の中で説明があったとおり、予算執行にかかわる不適切な取り扱いが発覚し、このことについて改めて調査が行われるということですので、また、各委員の意見もそうでありましたように、この調査状況を見た上で決算の認否を行うということにしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。

では、今回は、12月4日木曜日、本会議終了後直ちに第9回の決算特別委員会を開会し、閉会中の継続審査についてお諮りすることとなりますので、ひとつ御協力をお願いいたします。

それでは、今申しましたように、これをもちまして第8回の決算特別委員会はきょうは終了いたします。

以上でございます。

午前10時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長